

○行方不明のまま任用期間経過のため任期満了により退職したものとして手続をとった隊員に対する特別退官退職手当の取扱いについて（通知）

昭和 44 年 4 月 22 日

海幕厚第 2372 号

海上幕僚監部総務部長から各地方総監あて

標記については、下記のとおり取扱うこととされたので通知する。

記

該当者については、支給を保留しておき、行方不明となつた理由が判明した際に、次のように取扱う。

- 1 懲戒免職に該当するものであるときは、支給しない。
- 2 懲戒免職に該当しないものであるときは、支給する。